

技術の提供のうち、＜外国人・特定類型該当者の受入れ＞は、質問2～7ではなく、質問8～12に回答願います。

取引区分	☐ 共同研究 ☐ 受託研究 ☐ 研究成果提供 ☐ 学術交流協定 [秘密保持契約 (☐ あり ☐ なし)] ☐ 会議等の出席・参加・主催 ☐ 外国出張 ☐ その他 ()
取引類型	☐ 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック [☐ 指導・発表 ☐ 意見交換 ☐ 電話 ☐ 電子メールの送信 ☐ インターネット経由のファイル交換 ☐ 共用データベースへの掲載 ☐ 書面の送付 ☐ 記録媒体の送付 ☐ マニュアル・図面・データ等の供与 ☐ 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 ☐ その他 ()] ☐ 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック [☐ 試料・サンプルの送付 ☐ 装置等の送付 [☐ 自作品 ☐ 改造品 ☐ 購入品] ☐ その他 ()]

契約先（会議名、 学会名、主催名、 組織名等）	名称（英字）：			
	所在地：			
	☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕			
需要者・利用者 （参加者等）	名称（英字）：			
	所在地：			
	☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕			
仕向地（国名）				
取引経路	→			
契約予定	年	月	日	取引予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

* 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ連携推進課に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

研究科・学科・研究室	
技術提供者・貨物輸出者	
提供技術・輸出貨物の名称 及び仕様	
相手方の使用目的	

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

5. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について連携推進課に相談してください。

6. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

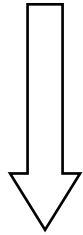
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、連携推進課に相談してください。

7. 自己判定

＜技術の提供場合＞「6. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
--	--



- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを連携推進課に提出し、チェックを受けてください。連携推進課からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に5. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、連携推進課における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

4. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。（※）	☐ はい ☐ いいえ
「5. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	☐ はい ☐ いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」 (http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html) を参照して下さい。

- ◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを連携推進課に提出してください。

（連携推進課でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。）

- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。連携推進課で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

技術の提供・貨物の輸出については

質問2～7の内容を確認し、以下のとおり判定します。

☐ 取引可	☐ 審査票の起票を要する
------------------------------	-------------------------------------

（管理責任者確認欄）

--

技術の提供のうち、＜外国人・特定類型該当者の受入れ＞は、質問 8 ～ 12 に回答願います。

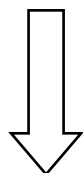
8. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	☐ 留学生＜学生＞〔 ☐ 大学院生 ☐ 学部学生 ☐ 研究生 ☐ 聴講生 ☐ 科目等履修生 ☐ その他（ ）〕 ☐ 研究者・教員〔 ☐ 雇用関係あり（職名： ） ☐ その他（ ）〕 ☐ 訪問者 ☐ その他（ ）
氏名	
出身国（国籍）	＜特定類型該当者は記入しない＞
出身組織	
特定類型該当性	☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③ 類型該当性の根拠〔 〕
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。



◆受入予定者を、学部や講義のみの課程、人文・社会科学系の課程で受け入れる場合には、これ以下の欄の記入は不要です。記入済みの本シートを連携推進課に提出してください。

※ただし、研究室において学部生等に公知ではない研究を手伝わせる場合や、考古学等で地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等、許可が必要となるケースがあり得ることに引き続き注意してください。

9. 受入予定研究室・提供予定技術等

研究科・学科・研究室	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

10. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身国＜出身組織＞が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
受入れ予定者が、受入予定期間中に、外国機関＜海外の政府機関＞・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	☐ はい ☐ いいえ
受入れ予定者が将来、＜海外の＞軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について連携推進課に相談してください。

11. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供するもののほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、連携推進課に相談してください。

12. 自己判定

「11. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
--	--



- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを連携推進課に提出し、チェックを受けてください。連携推進課からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に10. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、連携推進課における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

9. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】〇〇大学／研究機関 慎重な審査が必要となる研究分野一覧」（各大学・研究機関において精査したもの）に該当するものがない。	☐ はい ☐ いいえ
「10. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	☐ はい ☐ いいえ

- ◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを連携推進課に提出してください。
（連携推進課でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。）
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。連携推進課で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れについては

質問8～12の内容を確認し、以下のとおり判定します。

☐ 取引可	☐ 審査票の起票を要する
------------------------------	-------------------------------------

（管理責任者確認欄）